

議事日程(第4号)

平成31年3月20日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第2号 平成30年度うきは市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第3 議案第16号 小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結について
- 日程第4 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第5 議案第18号 うきは市道路線の変更について
- 日程第6 議案第19号 うきは市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第22号 うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第23号 うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第24号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第25号 うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第35号 うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第36号 うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第37号 うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第38号 うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第39号 うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第40号 うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第41号 うきは市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第42号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第6号 平成31年度うきは市一般会計予算
- 日程第23 議案第7号 平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第8号 平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第9号 平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第26 議案第10号 平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第27 議案第11号 平成31年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第12号 平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第13号 平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第14号 平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第31 請願第6号 (平成30年継続審査分) パークゴルフ場建設に関する請願
- 日程第32 諸報告
- 日程第33 閉会中の審査・調査の申出について

(議会運営委員会)

- ・陳情第10号 (平成30年継続審査分)

地元高校生との意見交換会(対話)の企画・開催について

(総務産業常任委員会)

- ・陳情第1号 上水道事業に関わって、小石原川ダムの負担金24億円等の支払い義務が平成32年度から発生することになるが、その支出財源を市長に問い質すとともに、議会として適切な政策提言をおこなうこと等の陳情
- ・地域おこし協力隊の活動成果及び今後の目標に関する調査
- ・上水道事業計画の財政負担についての調査
- ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・「地域共生社会」実現に向けた取り組みに関する調査
- ・所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第2号 平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第16号 小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結について
- 日程第4 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第5 議案第18号 うきは市道路線の変更について
- 日程第6 議案第19号 うきは市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第22号 うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第23号 うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第24号 うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第25号 うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第35号 うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第36号 うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第37号 うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第38号 うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第39号 うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第40号 うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第41号 うきは市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第42号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第6号 平成31年度うきは市一般会計予算
- 日程第23 議案第7号 平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第24 議案第8号 平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第25 議案第9号 平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 日程第26 議案第10号 平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算
 日程第27 議案第11号 平成31年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
 日程第28 議案第12号 平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算
 日程第29 議案第13号 平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第30 議案第14号 平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第31 請願第6号 (平成30年継続審査分) パークゴルフ場建設に関する請願
 日程第32 諸報告
 日程第33 閉会中の審査・調査の申出について

(議会運営委員会)

- ・陳情第10号 (平成30年継続審査分)

地元高校生との意見交換会 (対話) の企画・開催について

(総務産業常任委員会)

- ・陳情第1号 上水道事業に関わって、小石原川ダムの負担金24億円等の支払い義務が平成32年度から発生することになるが、その支出財源を市長に問い質すとともに、議会として適切な政策提言をおこなうこと等の陳情

- ・地域おこし協力隊の活動成果及び今後の目標に関する調査

- ・上水道事業計画の財政負担についての調査

- ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・「地域共生社会」実現に向けた取り組みに関する調査

- ・所管事務調査

出席議員 (13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鎗水 英一君
8番 熊懐 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君

14番 櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

1番 佐藤 茂和君

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		瀧内 教道君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
うきはブランド推進課長		樋口 一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		松尾 正和君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 議案第 15 号

○議長（櫛川 正男君） 日程第 1、議案第 15 号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

この議案については、定例会初日に審議を中断しておりました。改めて審議を再開したいと思います。なお、質疑についても改めて 1 人 3 回までといたします。

それでは、議案の説明は終わっておりましたので質疑から入りたいと思います。質疑はありますか。5 番、竹永議員。

○議員（5 番 竹永 茂美君） きょうは御本人もお見えになるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） いや、来ない。

○議員（5 番 竹永 茂美君） はい、わかりました。それでありましたらば、2 点お尋ねいたします。

教育委員を引き受けられるに当たって、さまざまな役職を経験されていることはわかりましたが、教育委員会の担当者が御本人と当たられて、うきは市の教育の現状についてどのようなお話をされたのか 1 点。

それから 2 点目は、県の P T A 会長等を歴任されておりますが、その当時、取り組まれたことが幾つかありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長のほうに答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） お話をさせていただいた際に、これは議会のほうにも提出させていただきましたが、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価というのがございます。これは教育委員会活動の全てを網羅しておりますので、これをお渡ししてお考えいただくようにお話をさせていただいたところでございます。

県 P の会長の仕事については、私も十分承知しているわけではございませんが、私が元義務教育課におりました折に県 P の関係者と直接いろいろお話しさせていただく中で、県全体の予算にかかわる御要望であったり、あるいは具体的な P T A 活動の支援であったり、全県下で幅広く活動しておられたというふうに記憶いたしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。11 番、上野議員。

○議員（11 番 上野 恭子君） 市長にお尋ねをいたします。議案第 15 号については引き続きの審議と思っておりますが、市長に再度の確認でございます。古賀様につきましては、御本人に

対して私は異議があるわけではなく、複数役員に対し、両立が難しいのではないかという心配より、その気持ちを申し上げました。ましてや観光協会会長、4月からは名称が変わることですが、今現在、観光協会会長にもしなれるとすれば、立ち上げには数倍のエネルギーも要ります。しかし先日の全員協議会にて、御本人より頑張ってもらいますとの意気込みをいただいたところでございます。長年の企業体験を十分に生かしながら頑張ってくださいのものと理解をいたしました。観光協会会員は協会の人的財産であることも忘れずに、ワンマンにならないように、また教育委員につきましては、委員会の時間を考え合わせながら進めていただきますようお願いと確認をし、賛成をいたしたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件も踏まえまして、万が一新しい観光協会の次期組織の代表理事に仮に就任されるならば、両職務がきちっと両立できるような、そういう体制をしっかりと我々としてもサポートしていきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は同意することに決しました。

日程第2 議案第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案第2号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務

産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） ただいま議題となりました議案第2号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、議案の審査結果を報告します。

当委員会では、楠原市長公室長を初め所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

2款総務費では、文書広報費について入札による減額としながら補正が3月である理由を確認すると、入札は1ページ当たりの単価で行うが、各号のページ数が増減するため、ページ数が確定後の補正となったということでありました。

庁舎管理費の電話機借り上げ料については、関連して市職員の携帯電話について公用ではないのかとの質疑では、公用なのは市長車運転手のみであるという説明でありました。さらに防災担当にも公用で携帯電話を持たせてはどうかについて、防災担当への携帯電話の貸し出しについては、今後、検討するということと、庁舎の電話について、専用回線の利用について検討に時間がかかったこと、ペーパーレスの時代が進んでおり、電話もできるだけタブレット端末を持たせる自治体もあるという説明がありました。

11款災害復旧費では、仮復旧に対する補助はないのかという質疑に、仮復旧をすることは認められるが、補助対象にならないという説明がありました。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第2号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過とその結果について報告いたします。

審査はそれぞれ担当課長、係長に出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。補正予算の

款、項、目の内容については、その主な部分のみ報告をいたします。

3款1項9目地域支援事業費のうち、県地域密着型施設等整備補助金返還金62万2,000円については、平成29年度に江南地区に開設しましたJAにじ24時間ケアセンターに、これまで1,025万8,000円の県の補助金が支出されていますが、事業所が本来負担すべき仕入れ税額控除額が確定したことを受け、県の補助規定に基づき62万2,000円を返還するものです。審査の中では、利用者が16人程度とJAグループ内での利用が多く、直近ではふえていないと報告がありました。本来このような24時間随時介護、看護に対応できる訪問サービスは市全体で広く利用されることが望ましく、今後の周知と利用拡大に期待する意見が出されました。

次に、4款1項1目保健衛生総務費の各種妊産婦健診に係る500万円の減額については、いずれも決算見込みにより減額するものです。審査の中では、昨年10月から実施している妊婦歯科健診、産婦健診、新生児聴覚検査、産後ケア事業の実施状況について確認がありました。歯科健診については170名に受診票を送付したようですが、1月までに受診した方が28名にとどまっています。少ない理由としては、安定期に入っている時期しか受けられないことが影響しているのではないかと考えていると説明がありました。ただし、他の事業についても利用者が少ない状況になっているので、委員会からは、周知を図ることはもとより償還払いの方法も原因の1つになっていないかと指摘がありました。所管課としては、周知の不足については感じているとし、償還払いの考え方については、今後、妊婦健診同様に産婦健診や歯科健診においても実施する自治体がふえてくる中、県内で統一の補助券がつくられることが理想であると説明がありました。

次に、4款1項3目健康増進対策費の総合健診等委託料350万円の減額については、本会議でも指摘がありましたとおり、特定健診の受診率が30年度も引き続き減少していることが要因であります。ただ、がん検診については県内でも上位の受診率を維持しており、これは合併以前から婦人会の働きかけもあり、がんに対する意識が高いとの説明がありました。審査の中では、市民の意識向上を図るために、特定健診の場で市民に対し、うきは市の特徴を知ってもらい理解してもらうことが大事ではないかと指摘がありました。また、今年度から患者本人の同意があれば定期検査の医療情報を特定健診に活用できる仕組みも導入されることから、とりわけ医師の理解が必要であり、医師会等との意思疎通を図ることが求められています。住民に身近なコミュニティセンターでの健診については、特定健診だけなら血液検査等の簡易な検査で済むので可能だが、現在行っているように、あわせてがん検診もとなると、健診車両が何台も必要になり現実的でないと考えていると説明がありました。

最後に3款1項6目重度障害者医療対策費、3款2項3目子ども医療対策費、4目ひとり親家

庭等医療対策費の各医療対策費補助金返還金217万5,000円については、全員協議会でも説明がありましたとおり、公費医療費支給制度に係るレセプトデータの確認不足により、本来補助金の対象とされない高額療養費を含んだ形で県から多くの補助金を受けていたため、5年分さかのぼって返還するものです。

審査の中では、高額療養費の抽出漏れがあった原因と、その後の改善策について質疑がありました。原因としては、各保険者から毎月送付される約5,000件の膨大なレセプトデータを1人の担当者だけで、しかも目視で確認していたこと。2つ目は、高額医療の算定が複雑で抽出が容易でないこと。3つ目は、レセプトデータが市に送付されるのは診察月の2カ月後であり、一旦、抽出が漏れて後で請求しても被保険者の理解が得にくく、返還が進まなかったことがあります。

改善策としては、高額療養費の処理について事務を分散させるため、社会保険分については社会保険診療報酬支払基金に業務を委託し、国保組合分については、システムにより簡便な方法で把握できるように改善に努めたと説明がありました。今後、ほかの部署においてもこういったことが起こらないように、業務が1人に集中し過ぎない職場環境の改善を図ることは言うまでもなく、ITを活用した事務の効率化に取り組み、内部統制によりリスク管理を行っていただきたい。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第17号

日程第5. 議案第18号

日程第6. 議案第19号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

日程第9. 議案第24号

日程第10. 議案第25号

○議長（**檜川 正男君**） 日程第3、議案第16号小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結についてから日程第10、議案第25号うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは今、議案第16号から議案第25号まで8件をまとめて報告させていただきます。

議案第16号小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結については、福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定を締結するためのものであります。協定書第4条について確認すると、小石原川ダム水源地域振興事業については、平成33年度に事業完了の予定であるとのこと。この条文については、事業費が確定した時点で必要があれば精算をすることを定めたもので、事業費が当初の基本協定より減額になった場合に対応するために定めているとのこと。今後、上水道を行うに当たり、福岡県南広域水道企業団に加入するためには上水道計画が必要ではないか。また、策定する予定について確認すると、まずは市民への上水道事業の普及啓発に取り組み、上水道整備の必要性を理解していただくとともに、加入希望者をふやすよう取り組んでいくとのことでありました。

議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更については、平成31年度に実施する事業を辺地に係る総合整備計画に組み込むことで辺地債を活用するものであります。今回の事業は地元の要望に基づくものか確認すると、各課で地域と協議していること、4年間の計画であるが、必要に応じ随時変更しているということでした。

議案第18号うきは市道路線の変更及び議案第19号うきは市道路線の廃止については、まず現地確認を行いました。これは旧新治団地の敷地で、売買が成立した土地の南側部分に市道をつくり行きどまりをなくすことと、更地となった部分にあった市道を廃止するというものです。市道の一部には隣接住民のための下水道が布設されている部分もあり、旧新治団地の周辺住民の利便性向上のため市道を変更、廃止したものです。

議案第22号うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定については、12月議会において債務負担行為を計上されておりました。1月に指定管理者の募集を行った結果、1者の応募があったということです。施設で研修を行うとあるが、宿泊はどのように確認すると、農家民宿に宿泊してもらおう予定であるということでした。なお、主な事業の概要と収支見込みについては全議員に配付されております。施設の改修予定について確認すると、風呂の修繕は予算化しているが、その他は事業者と現場立ち会いの上、検討するということでもあります。事業者について確認すると、代表者は東京から平成26年にうきは市に移住しており、現在は吉井町内に事務所を構えているということでありました。この法人については、まちづくりに資するため、特定非営利法人という形態をとっているということでありました。

議案第23号うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、現在3月に公表しているが、条例制定後はどうなるのかについては、条例制定後は12月に公表となるということでありました。

議案第24号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定については、昨年3月補正予算において増額の補正があり、建設が進んでいるところでありますが、施設内の各種機材を一般に利用させるに当たり、使用料を含む設置及び管理に関する条例を制定するものです。

質疑では、昨年度補正予算での説明の際は農協の敷地内にとということであったが、設置場所が変わった経過等について重点的に説明を受けました。その中で、当初予定のJA及び、今回、建設する敷地所有者のエフコープともに、この施設の活用に大変期待をしているが、収益が見込めないということから、指定管理を受けることについては難色を示しているということでもあります。このような状況で執行部としては、市が所有する土地についてさまざまな検討を行ったものの適当な場所がなく、エフコープの所有する敷地を借りて設置するに至ったということでもあります。

また施設の開館時間について、平日昼間の時間帯だけではなく、土日や夜間も開館してほしいという意見には、執行部でもさまざま議論を行ったところである。施設は平日開館としており、開館時間が長くなると人件費が上がるため、指定管理の公募の際には柔軟に対応できることを盛り込みたいということでした。市内の菓子製造業者においても、この施設を利用したいという意見があるということでした。

施設については、農業者の所得向上を目指すことを第一に考えてほしいという意見を伝え、さらに個々の利用者に開発を任せてしまうことでなく、開発アドバイザーの利用を含めたバックアップ体制づくりと、継続的な施設の活用を行うことを要望することを附帯意見としました。

議案第25号うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、今回、対象となる地域を確認

すると、久留米・うきは工業団地のみを予定しているということでありました。この条例を制定するにあわせて県の基本計画を変更し、重点促進区域に久留米・うきは工業団地を指定することで、環境施設面積などの面積率の緩和ができるということでありました。

うきは市内の三春や古川の工業団地も適用できないかの質疑では、三春や古川団地には、既に入っている企業との公平性や、古川工業団地は緑化表彰を受けている地区であることなどから、今回は対象としないということでありましたが、変更をする際には検討していきたいという説明がありました。

以上、8件につきまして、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第29号

日程第12. 議案第30号

日程第13. 議案第34号

日程第14. 議案第35号

日程第15. 議案第36号

日程第16. 議案第37号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第11、議案第29号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議案第37号うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定については厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、ただいま議題となりました議案第29号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第36号うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定についての各条例の改正については、厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査は所管の担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、議案第29号は、学校教育法が一部改正され、平成31年4月から専門職大学の前期課程を修了した者は、短大卒業者と同等の教育水準を達成したものとされ学位が授与されることとなります。放課後児童支援員になるには、都道府県知事が行う研修を修了しなければならず、その研修を受講できる資格として、新たに専門職大学の前期課程を修了した者が加えられることによる改正となります。

審査の中で、現在、吉井学童保育所、千年学童保育所、御幸学童保育所を平成30年4月からエフコープに運営を委託し、他の学童保育については保護者会の運営であったり社会福祉法人の運営であるが、所管課としてどういう認識でいるのか質疑がありました。3つの学童保育所の委託に当たっては、保護者会が運営している学童保育所の役員の方に集まっていただき、現状の課題や今後の運営をどうしていくべきか話し合う中で、一部の学童保育所の民営化という結論に至ったと説明がありました。また、公募による事業者選定では、各学童保育所の会長にも入っていただき、保護者の意見も反映した形でエフコープに決まったと理解しているということでありました。委託を始めて1年が経過しようとしています。保護者、支援員の意見を聞きながら、事業者と市、保護者会会長を交え、合同の会議等も行っているとの現状報告がありました。

次に、議案第30号についてです。平成28年度に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の3つの人権に関する法律が施行されました。この中で、部落差別解消法は初めて部落差別という言葉が法律で明文化され、同法では地方公共団体の責務として、具体的に相談体制の充実、教育及び啓発を行うように努めるとされています。また、国は前述したもののほか、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこととされています。そのことから今回、条例を改正するものです。

審査の中では、市民意識調査も大事だが、同和地区の実態調査は行わないのか質疑がありました。所管課からは、計画を立てる前に市民意識調査を実施しており、前回は5年前の平成26年度になる。計画自体は本来10年で行っているが、10年に1回では法律が求める責務を果たすことが難しいと考え、平成31年度に調査を実施したいと説明がありました。また、この調査によって得られた情報を平成31年度から4年間かけて実施するとしている、158行政区での地域人権学習会に生かしていきたいということでもあります。生活実態調査については、こうしたプロセスを行う中で検討していくと回答がありました。

次に、議案第34号については、うきは市手数料条例第2条で規定する徴収する事項のうち、し尿処理及び一般家庭ごみ収集、廃タイヤ回収に係る手数料については消費税及び地方消費税を含むものとするとしてありますので、平成31年10月に予定されている消費税10%引き上げに伴って、増税分を金額に上乗せするため改正を行うものであります。ただし、一般家庭ごみの収集については、うきは市環境審議会からの答申もありまして、ごみ袋の金額を大で10円値上げの30円、小で5円値上げの20円に改定することになっています。

審査の中では、平成30年度補正予算でも消耗品費の960万円を減額し、ごみ袋の在庫を調整したいとしているが、10月の値上げにあわせてごみ袋はどう変わるのか質疑がありました。ごみ袋については色の変更を考えており、10月から翌年3月まで半年間に旧ごみ袋との入れかえを行いたいと説明がありました。また、値上げについては、原油価格の高騰もあり仕方がない面もありますが、余り大きな変更をすると、市民の混乱や不満が出てくるのではと意見が出されました。ほかに委員からは、条例の経過措置の関係で、施行日の10月1日から半年間はさきに購入していた旧ごみ袋を引き続き利用できるとされているが、平成32年4月以降に旧ごみ袋を所持している方への対応と周知はどうされるのか質疑がありました。在庫をお持ちの販売店や家庭には、現物と差額料金を市の窓口を持参していただき新しいごみ袋との交換をしたいとし、周知については、条例の議決をいただけたら広報紙や防災無線等で行っていきたいと説明がありました。

次に、議案第35号については、うきは市スポーツアイランドの多目的グラウンドに4基の夜間照明を設置したことにより、照明料を新たに定めるもののほか、消費税増税に伴って増税分を使用料に上乗せするための改正になります。なお、市外料金については、市内料金の1.5倍で算定していると説明がありました。審査の中では、特に異論などはなく議了となりました。

次に、議案第36号については、生涯学習センターの解体にあわせ、老朽化した吉井体育センターの夜間照明を撤去するために照明料を削除することのほか、消費税増税に伴って増税分を使用料に上乗せするための改正になります。

審査の中では本会議でも指摘があったように、夜間照明撤去に伴い事故等への懸念のほか、イベント等でグラウンドを駐車場としても利用しており、照明がないと不便ではないかと質疑がありました。所管課としては、うきはYOSAKOI祭りや盆踊り大会等で年数回、夜間に駐車場として利用しているが、照明器具が老朽化しており、新たな配線等に330万円、加えて今後の維持管理費も考慮すると、現状のまま設置し続けることは難しいとし、どうしても夜間照明が必要な場合は、臨時的に設置するなど検討したいと説明がありました。また、撤去に際しては利用者の承諾もいただいているので、設備の整ったスポーツアイランドの多目的グラウンドを利用させていただきたいとしています。

最後に、議案第37号については、うきは市大春トリムセンターの住所に誤りがあったため訂正することのほか、消費税増税に伴って増税分を使用料に上乗せするための改正になります。審査の中では、特に異論などはなく議了となりました。

以上、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 議案第38号

日程第18. 議案第39号

日程第19. 議案第40号

日程第20. 議案第41号

日程第21. 議案第42号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第38号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第21、議案第42号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、議案第38号から議案第42号まで5議案続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第38号から議案第40号については、下水道等事業推進審議会からの答申を受けて下水道等使用料の改定を行うものであります。

議案第39号について、対象となる世帯数は109世帯と5事業所と報告がありました。審査では、下水道等事業推進審議会の答申と諮問の際に提出された料金シミュレーションの資料を提出していただきました。資料は全議員に配付されております。浄化槽については、徴収している使用料よりも維持管理費が高く、設置するだけで繰入金が多くなるため、山間地と平たん地で料金の差をつけてはどうかという質疑があり、執行部からは、同じ市内に住んでいるのに料金に差をつけることはできないという回答でした。ただ、今後は、特別会計3本を企業会計にする際に1本にまとめることで、繰入金を減らしていける見込みがあることが報告されました。

下水道使用料の改正については、近隣の下水道使用料が報告されました。うきは市が20立米3,520円に対し、久留米市3,034円、朝倉市4,320円、八女市3,588円でした。うきは市は、近隣と比較しても特に高いということではありませんでした。下水道の処理場について、久留米・うきは工業団地の接続、流入量がふえてくるため、処理場の規模は適正なのか確認すると、吉井処理場は3池目の設計予算を計上し、今後、拡張する予定であるため、流入量がふえても大丈夫であるという説明でした。料金を上げることは消費税増税もありやむを得ないものの、あわせて接続率を上げるよう要望しております。このため下水道事業については、事業所の接続を積極的に進めるようにとの附帯意見をつけることとしました。

議案第41号から議案第42号についても、下水道等事業推進審議会からの答申を受けて、簡易水道及び専用水道について料金の改定を行うことと、学校教育法の一部改正に伴い布設工事監督者の資格について改正するものです。簡易水道については現在239世帯に、専用水道は市営及び県営の7つの公営住宅399世帯に給水を行っているものです。簡易水道及び専用水道については、近隣の使用料の報告を受けました。うきは市が10立米で1,375円に対し、久留米市は1,296円、八女市は1,543円、朝倉市は1,890円、東峰村は1,620円ということです。近隣と比較しても高い料金ではないことがわかりました。

以上の審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第22. 議案第6号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第22、議案第6号平成30年度うきは市一般会計予算については、予算特別委員会に付託をしていましたので、審査の経過及び結果について予算特別委員長の報告を求めます。13番、江藤予算特別委員長。

○予算特別委員長（**江藤 芳光君**） ただいま議題となりました平成31年第1回市議会定例会に提案されました議案第6号平成31年度うきは市一般会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。

予算特別委員会では3月11日から14日までの4日間にわたり審査を行い、運営につきましては中野副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

その結果、議案第6号平成31年度うきは市一般会計予算は全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。質疑は全議員による予算特別委員会で審査をしましたので省略いたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第23. 議案第7号

日程第24. 議案第8号

日程第25. 議案第9号

日程第26. 議案第10号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第23、議案第7号平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第26、議案第10号平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託をしておりましたので、一括して審査の経過及び結果について厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、ただいま議題となりました議案第7号平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第9号平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第10号平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算の各特別会計については厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。審査については所管の担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。

まず、議案第7号平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年4月から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、効率的な事業を行うことで制度の安定化を図っています。予算額は39億3,916万4,000円と、前年度比2,565万3,000円の減額となっています。これについては、被保険者の減少が影響していると思われます。

審査の中では、平成31年度に国保運営協議会を5回予定していますが、県内でも保険料率が高く、1人当たりの納付金額も高い状況が続いていることから、算定方法である4方式——所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の見直しは検討されているか質疑がありました。納付金については、昨年12月、県から示された金額が平成30年度より大幅に高くなっており、

県下の市町村が県に要望し、納付金が同額程度に抑えられたという説明がありました。

今後については、国が示す医療費水準が高ければ、引き続き国から1,700億円の公費が投入されたとしても厳しい状況になるのではないかと認識しているようであります。したがって、平成31年度に開催される国保運営協議会では、保険料の算定方法にある資産割は廃止する方向で、それに伴って保険料率については見直すことを検討したいと説明がありました。

また、ジェネリック医薬品の使用率と普及啓発については、使用率が上がってきているとし、毎月150名の方に薬剤費の差額通知を送付しており、そうした取り組みによって切りかえをした方もいると説明がありました。新規に計上された国保システム改修委託料3,361万9,000円については、国が2020年度からマイナンバーカードを既存の健康保険証のかわりとして使えるようにシステムを改修する経費となります。このことによって、医療機関は本人同意のもと、患者の情報をオンラインで企業や自治体といった保険者に照会できるようになります。また、保険者にとっては、保健医療データの分析が容易となり、頻回受診や薬剤の多剤・重複投与といった事例への指導向上が期待されています。

次に、議案第8号平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、予算額は5億21万円と、前年度比1,020万3,000円の増額となっています。高齢化に伴って、対象となる加入者が今後も引き続き増加することが予想されます。また、一般会計からの繰り入れも1億5,000万円行っており、医療費の上昇を抑えるように、健康維持や重篤化を防ぐ健診や指導など、保健事業と健康長寿の施策が大変重要であります。

次に、議案第9号平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、最終の償還が住宅新築資金で平成32年3月まで、宅地取得資金で平成31年3月までとなっており、平成31年度で同事業は終了することになります。ただし、滞納額が約592万円、4件、住宅3件、宅地1件、実質3名とありますので、委員からは引き続き特別会計として維持していく必要があるのか、滞納分を徴収対策室に移管することはできないのか質疑がありました。

所管課からは、先日、県であった説明会の折に、県の担当者から、これまで特別会計を閉鎖する場合、県が許可するまで待つてほしいとの方針でしたが、今後は、特別会計を閉鎖するかどうかは自治体の判断に任せるとの考えを示されたようであります。所管課としても、今後は近隣市の状況を確認しながら、閉鎖する場合は財政部局と協議していきたいとしています。委員会としては、仮に特別会計を閉鎖した場合でも、貸付金債権を放棄することなく、徴収対策室を通じてこれまで同様に回収業務を行い、市としては債権管理及び回収に最大限努めてもらいたいと思います。

最後に、議案第10号平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算については、予算額1億3,004万3,000円と、前年度比645万9,000円の減額となっています。審査の

中では、自動車学校の取り組みについて質疑がありました。学校長からは今年度の取り組みとして大きく2点説明がありました。

1つ目、生徒募集に関連して朝倉光陽高校、浮羽工業高校及び日田の公立高校と協議を行い、自動車学校に入校する許可がおりる時期が12月から2月と遅いことから、混雑緩和のため時期を早められないかと相談したとのことでありました。

2つ目、高齢者講習の改善として、前年度より募集枠を250名程度ふやし、急増するニーズに対応しています。特に安全運転に力を入れており、交通事故が県下で2番目に低い現状であるようですが、さらに上を目指して、うきは警察署と連携しながら取り組みを行っているとのことでありました。

また、社会で問題となっているあおり運転への対策についても質疑がありました。あおられないための防止策として、高齢者マークや赤ちゃんが乗っています等のステッカーを張ることで抑止効果を図り、仮にあおられた場合でも、冷静に対処する方法や相手が車からおりて威嚇してきても鍵を閉めやり過ごすことなど、学校でも指導していると説明がありました。

高齢者の免許返納については、市は推進していませんが、テレビ等で高齢者が運転している車が病院やコンビニ等へ突っ込んだとのニュースがたびたび流れており、学校長としてどう考えているのか質疑がありました。自動車学校としては、市の交通政策会議に入って交通弱者対策について協議しており、また、学校が行っている高齢者講習は返納を進めるためではなく健康診断のようなもので、どうしても加齢による視力や運動機能の低下等が起きてくる中で、運転するエリアや個々の運転のやり方を見直していただき、1カ月でも1年でも長く運転できるように指導していくことが交通弱者対策に通じるのではないかと考えていると説明がありました。

以上、いずれの特別会計も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第27. 議案第11号

日程第28. 議案第12号

日程第29. 議案第13号

日程第30. 議案第14号

○議長（櫛川 正男君） 日程第27、議案第11号平成31年度うきは市簡易水道事業特別会計予算から日程第30、議案第14号平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までは総務産業常任委員会に付託をしていましたので、一括して審査の経過及び結果について総務産業常任委員長に報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは特別会計の関係で、議案第11号から議案第14号までの関係について説明いたします。

議案第11号から議案第14号までの特別会計予算は総務産業常任委員会に付託されておりましたので、議案の審査の経過と結果を報告します。審査に当たっては市長公室長、所管課長、係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり精査を行いました。

議案第11号平成31年度うきは市簡易水道事業特別会計予算では、使用料を値上げすることによって繰入金が減るのかの質疑では、その方法もあるが、公営企業会計に移行する前に残っている基金を取り崩していく方向であるということでした。

議案第12号平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算では、ストックマネジメント計画策定委託料について確認すると、平成30年度に2つの処理場についての情報収集をし、31年度については施設の点検を行い修繕計画を策定するということであり、ストックマネジメント計画を策定しないと、今後、施設の修繕等に対する国の補助がつかない、また、この計画策定に国庫補助が2分の1あるという説明でした。この議案については、下水処理汚泥の含水率を減らし、処理費用の削減に努めるようにという附帯意見をつけることとしました。この含水率については、今までもずっとお願いしておるわけでございます。

議案第13号平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでしたが、議案第12号同様、排水処理汚泥の含水率を減らし、処理費用の削減に努めるようにという附帯意見をつけることとしました。

議案第14号平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算では、債務負担行為について、これは、うきは市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則に定める融資を受け3年間で返済した場合、工事を行った市民に利子補給を行うことと、融資した金融機関の損失を補填するためのものです。31年度に設置工事を行っても、この制度を利用するかどうかや金額は不明であるため、このような表記となるということです。現在、市が管理を行っている浄化槽については一般家庭411基、事業所21基の432基であります。このうち浮羽で400基、吉井で36基ということでありました。

以上、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第31. 請願第6号

○議長（櫛川 正男君） 日程第31、請願第6号パークゴルフ場建設に関する請願を議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、パークゴルフ場の問題につきましては、これは30年から継続されておった分でございます。

請願第6号パークゴルフ場建設に関する請願について、その審議の経過と結果を報告します。

この請願は、御幸自治協議会と妹川自治協議会の連名で出されたもので、藤波ダム公園にパークゴルフ場を造成していただきたいというものです。この請願につきましては昨年11月に提出され、12月定例議会で付託を受け、紹介議員の意見を聞いた後、所管である住環境建設課長に出席を求め、市の考え方を確認しました。現地は、平成29年7月の九州北部豪雨により被災した朝倉市の土砂を仮置きしているもので、本来、県が所有し、うきは市が管理している公園であります。土砂の仮置きは1年程度であると県から聞いていたものの、現在でも、まだ災害復旧工事が継続されており、具体的に今どうにかすることはできないということと、御幸地区にはグラウンドが近くにありグラウンドゴルフをしているので、そこで対応してほしいということ、芝を張るにも予算の確保は厳しいため、当面は御幸地区のグラウンドの利用をお願いしたいということとでありました。

審査の中で、パークゴルフ場の整備事例として、大石地区は個性あるまちづくり事業を利用して整備していることや、他の市町村では、スポーツくじTOTOの助成金を受けて整備している事例があるということでした。土砂撤去の見通しが立たないと話が進まない面があるものの、高齢者の健康づくり、交流の場、介護予防事業の場として必要性を認め、執行部には、大石地区のパークゴルフ場と同等の支援を求め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第32. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第32、諸報告を行います。

議員のみ配付をしております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第33. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第33、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出があっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で全ての議案の審議を終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成31年第1回市議会定例会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月1日から本日までの20日間開催をいたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、平成31年度当初予算案を初め、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案、御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じております。

また、施政方針で述べさせていただきましたとおり、ほかの地域とは一味も二味も違う存在感のあるうきはブランドの構築に努め、定住促進対策、教育施策の推進、子ども子育て支援などに重点的に取り組み、市民の皆様が元気で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに向けて一層尽力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じております。

いよいよ平成31年度が始まり、4月1日の区長業務説明会を初め、7日には福岡県知事、県議会議員一般選挙並びに消防団入退団式が行われます。そして9日には小学校、10日には中学校の入学式が行われることになっております。議員の皆様におかれましては、新年度を迎え大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のため御尽力いただきますよう心から祈念を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。本当に長時間ありがとうございました。

ここで3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、学校教育課長の権藤精二、次に、福祉事務所長の梶原康宏、次に、うきはブランド推進課長の樋口一郎。なお、樋口課長におかれましては、4月1日付で経済産業省九州経済産業局に戻られます。そして、本日、議場には出席しておりませんが、住環境建設課参事の橋口仁。橋口参事におかれましては、4月1日付で国土交通省九州地方整備局に戻られます。そして、本日、病気治療中のため出席をしておりませんが、水資源対策室長の瀧内英敏でございます。

以上、5名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） お知らせします。6月定例会の開会日は6月14日金曜日開会予定といたしておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成31年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 上 野 恭 子

署名議員 伊 藤 善 康